

# 2017 年度「全腎協ニュースレター」第 3 号 全腎協事務局作成（2017. 11. 1）

#### ■透析に関わる診療報酬の「引き下げ」濃厚か

## — 政府（経済財政諮問会議）が透析医療に言及 —

10月26日、総理大臣官邸で開かれた経済財政諮問会議において、来年4月から改定される診療報酬（医療サービスの公定価格）に触れ、透析医療の「適正化」を講じる方針が示されました。

会議資料によると、透析4時間(入院)の実施状況に、最大4.5倍の地域差が生じていることを示すデータが示されています(右図)。

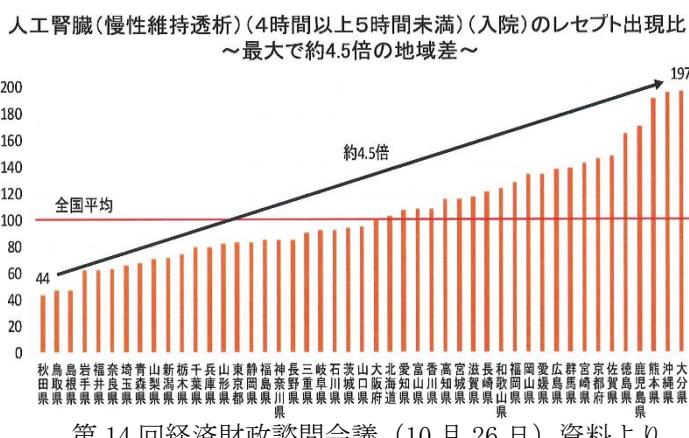
「適正化」という表現が使用されると  
き、多くが「縮小・削減」する方針である  
ことが、これまでの経過からも明らか  
なことから、透析に関わる診療報酬の  
「引き下げ」が、間違いなく実施される  
ものと思われます。

「時間区分」や「入院」、その他、どのような項目について、「適正化」が実施されるのか、更なる情報収集と分析が必要です。

具体的な主要改定項目が明らかになる来年の1月中旬にむけ、全腎協では緊張感をもって、今後、具体化にむけた審議が本格化する中央社会保険医療協議会（中医協）の動きを追って、皆さんへ情報をお知らせしていく予定です。

全腎協の考え方

透析に関する診療報酬の引き下げは、これまで透析の医療の質の低下を招いてきました。透析時間の区分が廃止されたときは、「短時間透析」が全国に広がり（その後、時間区分は復活）、食事加算が廃止されたときも、透析中の提供されてきた食事に影響（患者負担増など）が及びました。全腎協は、医療環境が後退する診療報酬の引き下げには反対しています。



## 診療報酬とは

保険診察が行われたときに、医療保険から医療機関へ支払われる治療費をいいます。保険で受けられる医療の範囲や価格が細かく決められ、2年ごとに改定されます。例えば、透析の回数や時間、検査項目やその回数、また湿布薬の枚数など、診療報酬によって、保険治療の範囲が決められています。

#### ■診療報酬の引き下げ（2%台半ば以上）を財務省が提示

— その他、後期高齢者の窓口負担増や地域ごとに異なる診療報酬設定なども —

10月25日、財務省は財政制度等審議会の分科会を開き、2018年度改定の診療報酬について、改定率を「2%台半ば以上」へ引き下げる方針を示しました。増える医療費の伸びを、高齢化等による要因の範囲内に抑えるために、少なくともこの程度のマイナス改定は必要だとしています。全腎協では、前項で触れた「適正化」の発言からも、透析に関わる診療報酬の引き下げ幅は、さらに大きくなるのではないか、と懸念しています。

また、同審議会は、▼2019年度以降の後期高齢者医療の窓口負担の引き上げ（原則2割へ）、▼預貯金等を勘案した負担能力のしくみ、▼先発品とジェネリック薬の差額の自己負担化、▼地域別に異なる診療報酬の設定（後期高齢者医療）、などの方針も示しました。診療報酬の最終改定率は、予算編成過程で12月中下旬、内閣において決定される見込みです。